



平成20年 第1回定例会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録



平成20年2月26日（火）開会

平成20年2月26日（火）閉会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

平成 20 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会会議録

◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

第 1 号 (2 月 26 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
職務のために出席した事務局職員職氏名	2
説明のために出席した者の職氏名	3
開会 (午後 2 時 0 分)	3
中村広域連合長の招集あいさつ	3
開議	3
日程第 1 議席の指定 (新議員)	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	4
日程第 3 会期の決定	4
日程第 4 諸般の報告	4
監査等結果報告	4
陳情書の提出	4
日程第 5 議案第 1 号 平成 19 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)	4
水口事務局長の提案説明	5
表決	6
日程第 6 議案第 2 号及び議案第 3 号 (2 件) 一括上程	6
水口事務局長の提案説明	6
白石議員の質疑	7
水口事務局長の答弁	8
表決	9
日程第 7 議案第 4 号～議案第 9 号 (6 件) 一括上程	9
水口事務局長の提案説明	9
表決	10
閉議	10
中村広域連合長の閉会あいさつ	10
閉会 (午後 2 時 33 分)	11

付 録

平成 20 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会議案件名及び議決結果一覧表……………	13
平成 20 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会諸報告一覧表……………	14

平成20年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成20年2月19日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 中村時広

2月定例会を次のとおり招集する。

記

1 日 時 平成20年2月26日(火)午後2時

2 場 所 愛媛県水産会館 6階 大会議室

平成20年2月26日(火曜日)

議事日程 第1号

2月26日(火曜日)午後2時開議

日程第1

議席の指定(新議員)

日程第2

会議録署名議員の指名

日程第3

会期の決定

日程第4

諸般の報告

日程第5

議案第1号 平成19年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

(説明. 質疑. 討論. 表決)

日程第6

議案第2号・第3号

(説明. 質疑. 討論. 表決)

日程第7

議案第4号～第9号

(説明. 質疑. 討論. 表決)

本日の会議に付した事件

日程第1

議席の指定（新議員）

日程第 2

会議録署名議員の指名

日程第 3

会期の決定

日程第 4

諸般の報告

日程第 5

議案第 1 号

日程第 6

議案第 2 号・議案第 3 号

日程第 7

議案第 4 号～議案第 9 号

出席議員（23 名）

1 番	岡 本 誠 司	2 番	稲 葉 輝 二
3 番	菊 池 伸 英	4 番	砂 野 哲 彦
5 番	藤 原 明 生	6 番	寺 井 政 博
7 番	石 橋 寛 久	9 番	仙 波 憲 一
10 番	近 藤 司	13 番	大 森 隆 雄
14 番	中 村 佑	15 番	井 原 巧
16 番	三 好 幹 二	17 番	高須賀 功
18 番	上 村 俊 之	19 番	玉 水 寿 清
20 番	白 石 勝 也	21 番	中 村 剛 志
22 番	河 内 紘 一	23 番	山 下 和 彦
24 番	稲 田 溜	25 番	坂 本 末 光
26 番	澤 本 誠		

欠席議員（3 名）

8 番	高 橋 英 吾	11 番	渡 部 高 尚
12 番	伊 藤 孝 司		

職務のために出席した事務局職員職氏名

総務企画係長	藤 田 康	資格管理係長	小 川 泰 人
医療給付係長	北須賀 仁 志	主 事	宇 高 徹 二
主 事	岡 田 大 介	主 事	丹 通 教

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	中村時広	副広域連合長	佐々木 龍
副広域連合長	谷口長治	監査委員	兵頭 正
会計管理者	横山正博	事務局長	水口 一
総務課長	増元昌輝	事業課長	羽藤隆信

◆◆◆ 午後 2 時開会 ◆◆◆

○砂野議長 ただいまから、平成 20 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会を開会致します。

◆◆◆ 広域連合長招集あいさつ ◆◆◆

○砂野議長 広域連合長より今議会招集のあいさつがあります。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 本日、ここに愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方のご参集をお願い申し上げ、平成 20 年第 1 回定例会を開会するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

初めに、議員の皆様方には平素から後期高齢者医療制度の推進に対しまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますことをお礼申し上げます。

さて、国の法改正に伴い、今年 4 月から全国一斉にスタート致します後期高齢者医療制度の施行まで残り 1 ヶ月余りとなりました。広域連合と致しましては、各市町と連携を図りながら、被保険者の皆様方に対してさまざまな手段を講じながら、制度の周知啓発に努めるとともに、この新しい制度が円滑かつ効率的に運営できるよう、制度開始の準備に万全を期して取り組んでいるところでございます。

今議会では、平成 19 年度一般会計補正予算案、平成 20 年度一般会計・特別会計当初予算案並びに、被用者保険の被扶養者に対する保険料の激変緩和措置として、国から交付される臨時特例交付金を基金に積み立てるための後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定など、制度施行に向けた重要案件についてご審議をお願いすることと致しておりますので、なにとぞ十分にご審議をいただき、適切なるご判断とご決定を賜りますことをお願い申し上げまして、今議会招集のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを致します。

○砂野議長 この際、平成 19 年 12 月 26 日開会の松前町議会におきまして、白石議員が再選出されておりますのでご報告致します。

◆◆◆ 開 議 ◆◆◆

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表第1号のとおりであります。

◆◆◆ 議席の指定（新議員） ◆◆◆

○砂野議長 まず、**日程第1、「議席の指定」**を行います。今回再選出されました白石議員の議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長においてただいまご着席の議席と指定致します。

◆◆◆ 会議録署名議員の指名 ◆◆◆

○砂野議長 次に、**日程第2、「会議録署名議員の指名」**を行います。会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において6番寺井議員、7番石橋議員を指名致します。

◆◆◆ 会 期 の 決 定 ◆◆◆

○砂野議長 次に、**日程第3、「会期の決定」**を議題と致します。

おはかり致します。今期、定例会の会期は本日1日と致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○砂野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定致しました。

◆◆◆ 諸 般 の 報 告 ◆◆◆

○砂野議長 次に、**日程第4、「諸般の報告」**を申し上げます。

まず、監査委員からお手元配布の監査等結果報告一覧表のとおり、4件の報告がありましたので、即日写しを送付しておきました。

次に、愛媛県社会保障推進協議会会長向井康雄さんより、お手元配付のとおり「後期高齢者医療制度について国宛意見書の採択を求める陳情書」及び「高齢者医療の利用者負担軽減を求める陳情書」の2件の陳情書が提出されておりますので、ご報告致しておきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◆◆◆ 議 案 第 1 号 ◆◆◆

○砂野議長 次に、**日程第5、議案第1号「平成19年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第**

2号)」を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。水口事務局長。

○水口事務局長 はい。

[水口事務局長 登壇]

○水口事務局長 議案第1号、平成19年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、昨年末、国で決定致しました被用者保険の被扶養者であった被保険者の方に対する保険料負担に係る激変緩和措置の財源として、国から交付されます高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を、今回創設致します後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるほか、制度の周知啓発等に要する経費について予算措置するものでございます。

今回の補正予算の総額は、5億2,837万9千円の増額であり、その結果、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ8億6,813万5千円となっております。

それでは、事項別明細書に従って説明をさせていただきます。

説明書の3ページをお開きください。

まず歳入であります。2款1項1目「国庫補助金」補正額5億2,367万1千円は、先ほど申し上げました国から交付されます円滑導入臨時特例交付金でございます。

次に、5款1項1目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」補正額470万8千円は、基金に積み立てたもののうち、被用者保険の被扶養者に対する保険料減額等の周知啓発の財源に充てるための基金からの繰入金でございます。

次に、4ページをお開きください。

「歳出」でございますが、2款1項1目「一般管理費」補正額5億2,837万9千円の主なものについてご説明致します。

25節「積立金」は、国から交付されます円滑導入臨時特例交付金を基金に積み立てるものでございます。

次に、被保険者の方に対する制度の周知啓発に係る経費についてであります。制度の周知啓発は、広域連合として最も重点的に取組まなければならない重要な課題であると考えております。

既に、各市町においては、地域での住民説明会を開催するなど制度の周知啓発に取り組んでいただいているところではあります。広域連合と致しましても、被保険者の方はもちろん、県民の皆様方にも理解していただけるよう、周知啓発のための新たなリーフレットを作成し、県内全世帯に配布することとしております。

さらに、今回の補正予算では、県内で統一した働きかけを行うため、各市町の庁舎等において「新たな医療制度が開始する」ことを住民に周知啓発するための横断幕等の設置のための費用並びに地方新聞及び全国紙の地方版を通じて、医療制度の周知を図るための広告料を計上致しております。

今後とも、機会あるごとに様々な手段を講じながら、周知啓発に取り組むとともに、新たな医療制度の開始に向けて、円滑な移行ができるように万全の準備に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、何卒、ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

以上で補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○砂野議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第1号、平成19年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）については、原案可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○砂野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

◆◆◆ 議案第2号・議案第3号 ◆◆◆

○砂野議長 次に、**日程第6、「議案第2号及び議案第3号」**の2件を一括議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。水口事務局長。

○水口事務局長 はい。

[水口事務局長 登壇]

○水口事務局長 議案第2号、平成20年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算並びに議案第3号、平成20年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

まず、一般会計予算についてであります。本年4月から施行される後期高齢者医療制度の運営主体となる広域連合の運営に要する事務経費を計上しているもので、歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億4,172万9千円となっております。

それでは、事項別明細書に従って説明をさせていただきます。

まず、別冊の説明書の一般会計と特別会計の説明書の3ページをお開きください。

歳入の主なものであります。1款1項1目「市町負担金」4億4,143万円は、広域連合規約で定める県内20市町からの事務費負担金でございます。

次に、7ページをお開きください。

歳出でございます。2款1項1目「一般管理費」4億3,920万3千円の主なものは、次ページの19節「負担金補助及び交付金」で、市町からの派遣職員22名分の人件費負担金として1億4,900万円並びに28節「繰出金」と致しまして、後期高齢者医療電算処理システム委託料等の事務費に充てるための特別会計への繰出金2億7,340万6千円でございます。

その他、広域連合議会及び監査業務等の運営経費について計上致しております。

以上で、平成20年度一般会計の説明を終わります。

次に、特別会計予算についてご説明申し上げます。

また議案書の方に戻っていただきまして、議案書の9ページをお開きください。

特別会計予算につきましては、75歳以上の方を対象とした新たな後期高齢者医療制度の運営に係る医療給付費やその財源に充てるための保険料納付金等について予算措置するものであります。

予算の総額は歳入歳出それぞれ1,497億5,967万円となっております。また、歳計現金に不足が生じた場合に補うための一時借入金と致しまして、医療給付費の1ヵ月相当分である150億円を計上致しております。

それでは、事項別明細書に従って、まず歳出から説明をさせていただきます。

また別冊の説明書の21ページをお開きください。

まず、1款1項1目「一般管理費」2億7,887万1千円の主なものでありますが、レセプト点検員15名及び保健師1名による非常勤職員の報酬2,949万4千円の人件費や、4月から新たに導入することとなりました画像レセプトシステム処理の手数料並びに後期高齢者医療電算処理システムの運営委託料等でございます。

次に、23ページから24ページをお開きください。

2款1項「療養諸費」1,471億5,887万6千円は、被保険者が医療機関にかかったときに支払う療養給付費負担金及び療養費負担金等でございます。

次に、2款2項1目「高額療養費」14億6,026万円は、被保険者が負担した医療費の内、法で定める限度額を超えた部分に対して支払う高額療養費負担金でございます。

次に、25ページの2款3項1目「葬祭費」2億802万円は、被保険者が亡くなられた時に支払う弔慰金でございます。

次に、3款1項1目「県財政安定化基金拠出金」1億2,751万円は、広域連合の財政の安定化を図るために県が設置する財政安定化基金に平成20年度から6年間かけて積み立てするための拠出金でございます。

次に、26ページの4款1項「特別高額医療費共同事業拠出金」5,977万5千円は、国保中央会を実施主体とした、著しく高額な医療費に対する再保険事業であり、それに要する拠出金等でございます。

次に、27ページの5款1項1目「健康診査費」3億108万7千円は、医療費の適正化を図るための健康診査委託料でございます。

次に、28ページをお開きください。

8款1項1目「予備費」として、1億6,500万円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の主なものでございますが、説明書の元に戻っていただきまして、15ページをお開きください。

1款1項「市町負担金」250億2,360万6千円は、各市町が被保険者から徴収した保険料納付金及び法で定める医療給付に要する経費の市町負担金でございます。

次に、2款1項「国庫負担金」356億6,864万3千円並びに16ページの2款2項「国庫補助金」134億1,411万1千円は、法で定める療養給付費等国庫負担金並びに財政調整交付金等でございます。

次に、3款1項「県負担金」120億7,934万7千円は、法で定める療養給付費等県負担金でございます。

次に、17ページの4款1項1目「後期高齢者交付金」625億4,780万7千円は、医療保険者から徴収した後期高齢者支援金等拠出金を支払基金から交付されるものです。

次に、18ページの5款1項1目「特別高額医療費共同事業交付金」5,959万1千円は、歳出で説明致しました高額な医療費に対する再保険事業で、国保中央会からの交付金でございます。

次に、6款1項1目「一般会計繰入金」2億7,340万6千円は、事務費負担金として繰入れするものでございます。

最後に、19ページの6款2項1目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」5億1,896万3千円は、被用者保険の被扶養者に対する保険料減額の財源として基金から繰入れするものでございます。

以上で、平成20年度後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○砂野議長 以上で説明は終わりました。

これより、質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可します。

○白石議員 議長。

○砂野議長 白石議員。

[白石議員 登壇]

○白石議員 後期高齢者医療制度、まさにこれから始まろうとするわけですが、また私どもの町でもそうですけれども、なかなかその、内容についてですね、住民の理解が十分できていない感じが致します。まあ、そういう意味で議会としても住民にできるだけ内容を高く説明していくことにとりかかろうと思うのですが、たとえば、後期高齢者の事情、保険料につきましても、保険料率は話題になるんですけれども、やっぱり国保からの移行ということで、人それぞれ保険料が違うわけですが、負担行為にはですね、いろんな緩和措置とか軽減措置とかありますけれども、国保から移った場合に高くなる人あるいは安くなる人、それぞれの中にあつてですね、どうしてこういうふうに、まあ保険料が違うようになるんだらうかという、その恐らく質問もこれから出てくるだろうと思うんですね。

そういう意味で、例えば先般、松山市はですね、特に国民健康保険から後期高齢者へ移動する方で、保険料負担が増加する低所得者に対して、特にまあ激変緩和措置を取ると、さっきの方針が明らかにされております。これはまあ、松山市が独自にとおっしゃいますのでそれはそれでいいわけですが、他の市町においてもですね、そういった動きがあるのであればですね、ぜひあの、情報として説明してきてない情報とですね、住民から連絡があったときにお答がしやすいと。そういう動きがあればお聞かせをいただきたい。

それから、これは国保ともあるいは介護保険ともそうですけれども、こういう保険医療機構、保険制度がスタートしますと、やはりどうしても滞納者というのは出るわけです。その後期高齢者医療制度についても、当然そういうことも予想されるわけでありまして。

そこで、保険料の滞納者に対する資格証明書の交付の考え方について、75歳以上の高齢者につきましては、従来資格証明書の交付対象から除外されておりましたけれども、後期高齢者医療制度については保険料の滞納があった場合、国民保険と同様に資格証明書の交付が義務付けられています。後期高齢者につきましては、医療に係る機会が非常に多く、またお1人で生活していらっしゃる高齢者など、所得水準の低い方もいらっしゃいます。こうした状況を踏まえて、現時点で資格証明書の交付について、どういうふうに対応していくのか、といった考えがあればですね、お伺いしたいというふうに思います。以上でございます。

○砂野議長 これより、答弁を求めます。水口事務局長。

○水口事務局長 はい。

[水口事務局長 登壇]

○水口事務局長 白石議員に後期高齢者医療制度の保険料及び滞納者に対する資格証明書の考え方について、お答え致します。

まず、後期高齢者医療制度の保険料についてであります。保険料は県内均一賦課となっており、低所得者の方に対しては、法律に基づき収入に応じて、7割・5割・2割の軽減措置を講じることとしております。

松山市は、国民健康保険において、法律に基づく7割・5割の軽減対象者の方に松山市が独自に1割の上乗せ措置を講じております。このことから、後期高齢者医療制度の施行に伴い、国民健康保険から移行することによって、保険料負担が増える軽減対象者の方に対して、一定の条件のもと、増加相当分について1年間に限り独自の軽減措置を講じることと聞き及んでおります。

広域連合におきましては、このような松山市の実情に基づいた措置でありますことから、県内における保険

料の均一賦課については問題ないものと考えております。

また、愛媛県内で独自の低所得者対策を実施する予定の市町は、現在松山市だけとなっております。

次に、資格証明書の考え方についてであります。資格証明書は「高齢者の医療の確保に関する法律」により、保険料を 1 年以上滞納している被保険者に対して、資格証明書の交付が定められております。

広域連合と致しましては、この資格証明書の交付については、支払い能力があるにもかかわらず、納付しない滞納者に対する措置であると位置付けておりますことから、画一的な交付は考えておりません。

このため、現在 20 市町で構成する担当課長会等において、「滞納者に対する取扱基準」の作成に取り組んでいるところでありますが、基本的には、滞納が発生した場合においては、保険料の徴収を担う市町と連携を図りながら、納付相談や分納誓約等被保険者の生活状況に沿った、柔軟な対応をしてまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

以上で、答弁を終わります。

○砂野議長 以上で、答弁は終わりました。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○砂野議長 本件に対する討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第 2 号及び第 3 号の 2 件については、原案可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○砂野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

◆◆◆ 議 案 第 7 号 ◆◆◆

○砂野議長 次に、日程第 7、「議案第 4 号ないし議案第 9 号」の 6 件を一括議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。水口事務局長。

○水口事務局長 はい。

[水口事務局長 登壇]

○水口事務局長 提出を致しました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第 4 号、議案書 15 ページをお開きください。

愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正についてであります。本案は昨年 10 月からの郵政民営化法の施行に伴い、日本郵政公社が廃止されたことにより、所要の改正の必要が生じたため一部改正するものでございます。

次に、議案第 5 号、議案書 17 ページをお開きください。

愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてであります。本案は個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護する必要があることから、新たに罰則規定を追加するために一部改正をするものでございます。

次に、議案第 6 号、議案書 19 ページをお開きください。

愛媛県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正についてであります。本案は本年 4 月から後期高

齢者医療制度が開始されることに伴い、事務量の増加が見込まれますことから、現在より職員定数を増加する必要が生じたため一部改正をするものでございます。

次に、議案第 7 号、議案書の 21 ページをお開きください。

愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正についてであります。本案は国民の祝日に関する法律の一部改正により、時間外勤務手当の積算に係る休日の日数を変更する必要が生じたため一部改正をするものでございます。

次に、議案第 8 号、議案書 23 ページをお開きください。

愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定についてであります。本案は本年 4 月から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、地方自治法の規定に基づき特別会計を設置するものでございます。

次に、議案第 9 号、議案書 25 ページをお開きください。

愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定についてであります。本案は議案第 1 号の提案説明でご説明致しました被用者保険の被扶養者であった被保険者の方に対する保険料負担の激変緩和措置として、本年度、国から交付される円滑導入臨時特例交付金を臨時特例基金に積み立てるため、新たに基金を設置するものであります。

また、基金の取り崩しにつきましては、平成 20 年度における被用者保険の被扶養者に対する保険料の減額並びに保険料減額に関する広報啓発等の財源に充てる場合に限り、処分することと致しております。

なお、附則において、平成 22 年 3 月 31 日をもってこの条例は効力を失うこととしており、平成 21 年度までの時限措置としております。

以上、6 議案についてのご説明を終わります。

よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○砂野議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第 4 号ないし第 9 号の 6 件については、原案可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○砂野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

以上で、日程は全部終了致しました。

◆◆◆ 閉 議 ◆◆◆

○砂野議長 したがって、本日の会議を閉じます。

◆◆◆ 広域連合長閉会あいさつ ◆◆◆

○砂野議長 閉会にあたり、広域連合長からあいさつがあります。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 平成20年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さんには、平成20年度当初予算案をはじめ、基金条例の制定等本年4月から新たに施行されます後期高齢者医療制度の運営に要する重要案件についてご審議をいただき、適切なお決定を賜りまして、ここに滞りなく会議が終了できましたことを心から厚くお礼申し上げます。

今回の議決に基づきまして、間近に迫りました新たな医療制度の円滑かつ効率的な運営を図るべく、万全を期して取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様方のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◆◆◆ 閉 会 ◆◆◆

○砂野議長 これをもちまして、平成20年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会致します。

午後2時33分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 砂 野 哲 彦

議 員 寺 井 政 博

議 員 石 橋 寛 久